

令和2年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和2年9月15日（火曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（2番・3番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	報告第 1号		令和元年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第 5	報告第 2号		令和元年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第 6	議案第 1号		北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 7	議案第 2号		北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 8	議案第 3号		北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 9	議案第 4号		占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 5号		占冠村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 6号		占冠村勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 7号		令和2年度占冠村一般会計補正予算（第4号）
日程第 13	議案第 8号		令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 14	議案第 9号		令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 15	議案第 10号		令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（7名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	大谷 元江 君
	2番	藤岡 幸次 君		3番	五十嵐 正雄 君
	5番	下川 園子 君		6番	小林 潤 君
	7番	児玉 真澄 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	農 林 課 長	平 岡 卓
林 業 振 興 室 長	根 本 治	建 設 課 長	小 林 昌 弘
住 民 課 長	小 尾 雅 彦	福 祉 子 育 て 支 援 課 長	木 村 恭 美
ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商 工 観 光 担 当 主 幹	橋 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子	社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美

(教育委員会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学 校 教 育 兼 総 務 担 当 主 幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

事 務 局 長 平 岡 卓

(選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	児 玉 眞 澄
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） おはようございます。9月8日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日15日から16日までの2日間といたします。議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、藤岡幸次君、3番、五十嵐正雄君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月16日までの2日間と決定しました。

◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いします。今期定例会に付議された案件は報告第1号から認定第1号までの14件です。議員提案による案件は意見書案第7号から意見書案第8号までの2件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の2ページをお願いいたします。令和2年第3回臨時会以降の議員の動向は8月5日北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会令和2年度定期総会から記載のとおりです。審議資料の5ページから6ページは令和2年6月分の例月出納検査結果です。審議資料の7ページから8ページは令和2年7月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料の3ページになります。1、報告事項であります。本日配布の資料をご覧いただきたいと思っております。

1、報告事項。(1)新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染症については、7月下旬から新規感染者数の急増が見られましたが、8月下旬からは再び減少に転じ、今月の新規感染者数も同様の水準で推移しており、9月1日から10日の新規感染者数は、全国で一日当たり554人、北海道で同じく7.9人となっています。

道内においては、全国的な広がりを見せる中、新規感染者数は10名以下の日も多く、道民の皆さまをはじめ、村内において「北海道スタイル」を実践していただいている事業者の皆さまや「新しい生活様式」を励行し、日常的に感染症予防対策に取り組んでいただいている村民の皆さまのご努力に対し、改めて深く感謝申し上げます。

コロナウイルス対策における予算の執行状況につきましては、定額給付金、地方創生臨時交付金及びその他の関連事業で約2億4900万円を計上し、特別定額給付金は1億2130万円で、97.9%の支給実績となりました。給付金関係はほぼ100%実施済みであり、その他の事業につきましても関係機関と調整を行いながら、早期実施に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

商工業対策につきましては、村内事業者の感染防止対策支援金について50事業者へ495万円、村内事業者の事業継続支援金について42事業者に対し960万円の交付手続を完了しております。

また、商工業・観光事業者支援と村内経済の活性化に向けて、村外の方限定で発行した

プレミアム商品券が好評により完売したほか、村民に対しては、しむかつぶ村民割をはじめ、第2弾となるプレミアム商品券発行事業を既に開始しており、さらなる村内消費の活性化を図ってまいります。

農業につきましては、農業持続化給付金制度の導入や畜産経営安定化支援金の活用を促し、農業持続化給付金では4戸の農家に対し120万円を交付しております。畜産経営安定化支援金については、導入計画等各農家で準備を進めているところであり、引き続き周知の徹底と手続等の支援を行ってまいります。

教育におきましては、各学校からの要望などについて聞き取りを行い、全学校における網戸の整備、各教室への扇風機の配置、水筒持参による熱中症対策を進めるとともに、1学期中に実施できなかった宿泊研修をはじめ、各種行事を行うなど、少しずつ平時を取り戻しつつあります。清流大学等につきましても感染防止に配慮した上で随時再開しております。

コロナウイルス感染症の影響緩和のための各種減免につきましては、村税の徴収猶予の特例及び現行の徴収猶予の適用を進めるとともに、村営住宅の減免申請などの相談も随時受け付けております。

村税の徴収猶予の適用実績は、8月末現在において村民税が約3500万円、固定資産税に関しては、約2億2400万円となっております。これらの税収の減額に対しては、猶予特例債、減収補填債等の発行により財源を確保してまいります。

各種のイベント等につきましても、他の自治体と同様にコロナウイルス感染拡大防止の観点から中止や延期を余儀なくされておりますが、感染防止対策を徹底することを前提に、各種イベントの再開を模索してまいりたいと

考えております。

コロナウイルス感染症については、依然として収束が見通せない状況にございますが、今後におきましても感染拡大の防止、村内事業者の事業継続、村民の皆さまの生活への影響緩和、そしてコロナ後の新たな日常における子育てや教育環境の整備を進めるため、鋭意努力していく所存でございます。

この未曾有の困難を乗り越え、日常の住民生活と経済活動を取り戻すため努力してまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に主な用務等は、7月21日、令和2年第3回占冠村議会臨時会以降の動向については、記載のとおりでございます。4ページ、3、入札につきましては記載のとおり、4件を執行しております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） みなさんおはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。私からは今回、3項目について村長にお伺いをさせていただきたいと思っております。

まずその1点目、宿泊税についてであります。このことにつきましては、昨年度の定例会におきまして、導入に向け、2度ほど質問をさせていただきまして、前向きなご答弁をいただきました。また、村長の本年度の執行方針においても、北海道と足並みを揃えて実施するという意思表示を示されておりますが、今年の春以降、新型コロナウイルス感染症拡

大により、この宿泊税を取巻く環境が大きく変化をしております。

既にご承知のとおりであります。感染拡大により深刻な影響を受けている観光・宿泊事業者の方々への配慮ということから、導入を目指していた道内自治体の大部分が先送りをする、つまり実施を延期するという見解を示しております。当管内におきましても、富良野市、あるいは美瑛町において当面導入を見送るという方針が発表されております。この状況に対して、本村においてはどのように対処されるのか。いまだコロナ収束の見えない中、今後どのように進めていくのか、村長の方針をお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 児玉議員のご質問にお答えをいたします。宿泊税につきましては、議員のおっしゃるとおり、北海道と足並みを揃えて導入するとの方針で昨年後半より情報収集等を開始し、今年1月のリゾートとの定期協議では、占冠村でも宿泊税を導入予定である旨をリゾートへお伝えをしてきたところでございます。その一方、北海道に対して8月上旬に宿泊税の導入に向けた進捗状況について確認したところ、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響から身動きが取れず、具体的な導入方法や今後のスケジュールについても見当がつかない状況であるとの回答を受けております。このように、現段階では具体的な導入方法等に関する北海道との協議も実施できない状況であります。

本村においても、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、宿泊施設についてはコロナ関係による打撃が特に大きい現状にございます。このような状況でございますので、当面は宿泊税導入に関する情報収集等を進めつつ、北海道に動きがあり次第、本村に

においても足並みを揃えて導入ができるよう準備を進めてまいる予定でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 本村においても一旦中断をして、道の再開を待つという方針でありますけれども、制度設計を行う上では一連の作業が伴うわけでありまして、村長の執行方針にもございましたように、今年は関係者から意見を聴取するという作業もありましたけれども、これらも合わせて先送り、一時中断するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 関係者との協議につきましては、具体的な制度設計、あるいは税率問題を含めて現状ではお示しする内容が乏しいという中にありまして、そういったお話は一定の方向性が見えた段階で、改めて協議はさせていただきたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 関係者との意見交換はいいんですけれども、例えば、庁内で現在どこまで作業が進んでいるのか、例えば、制度設計についてもどこまで進んでいるのかというのがまったく見えない状況でありまして、そういった作業も一旦中断して、再開するまで待つということなんでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 既に北海道の諮問委員会の中では一定程度の議論はされており、方向性も一部示されたところで中断という状況になっております。そういった中で、村としては北海道の方針が決まることを待つと同時に、議論の中に委員としては入れないんですが、傍聴という形で職員を出張させて状況確認をしております。担当において具体的な話が始めれば、庁内での議論も始めたいと考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 庁内での制度設計、他の内容についての取決めといたしますか、本村としての考え方、これはやはり作っておくべきだと思うんですね。そのためにも作業は、私は進めるべきところは進めておく。例えば、関係者との意見聴取等についても、本村の利点として挙げられるのは、他自治体に比べて対象事業者数が少ない、限られた数であると。富良野だとおそらく数十社なのか個人もあるでしょうから、そのくらいあると。

本村においては中身にもよりますけれども、おおよそ2者に限定されるのではないかと。ということであれば、こういう状況下でも、関係者、2者か3者かを調整をして意見交換をするということは可能だと思いますし、また、どこまで制度設計が進んでいるのか分かりませんが、せつかく道から職員さんの派遣もあったというふうに聞いておりますので、専任の職員さんもいるということで、作業自体は諸々の作業の継続をしていって、出遅れた分を取り戻すという、言い方に語弊があるかもしれませんが、進んでいる自治体に追いつくためにも、少なくとも自主財源の獲得というのが、この課税制度の最大のポイントでありますから、これらについては今のうちに、他が進んでないうちに本村は進めておいて、私は少なくとも条例の原案の策定くらいまでは進めておいて、その後、道なり、あるいは、国との調整はないとは思いますが、道と調整をして最終決定をして総務省に申請をします。そういう作業は必要なんではないかと。従って、ここで一旦中断をするのではなくて、粛々と作業を進めるべきところは進めておく、これが大事なんじゃないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 冒頭、お答えをしておりますけれども、本村においては宿泊行為に対する課税を検討しております。現状、北海道がストップしている状況で、北海道の考え方の枠組みの中で村としてもやりたいんだということでございますので、トマムの宿泊事業者につきましては、これを導入したいんだというお話はしております、そこに異論があるというお話しになっておりませんので、肅々この制度設計を、北海道に遅れることなく進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは次の質問に移らせていただきます。2点目でございますが、水道管の老朽化という問題につきましてお伺いをさせていただきます。住民生活におきまして、ライフラインとして重要なインフラの一つでもありますのが水であります、この水を通す水道管が昨今、その老朽化で社会問題にもなっております。

この発端は今年の1月、本州でありますけれども、和歌山市で起きた水道管の老朽化に伴う漏水による断水騒動がきっかけでありまして、このとき、水道管の法定耐用年数は40年ということが一躍クローズアップをされて、新聞においても報道されたことをご承知のとおりだと存じます。先月の北海道新聞では、これは道の発表ですが、道内においても法定耐用年数を超えて敷設されている水道管は年々増加する一方、水道管の更新は遅々として進んでいないということが水道統計から指摘をされているわけです。

これを本村に置き換えますと、果たして一体、本村ではどうなのか。同様なことが起きているのではないかと。私は決して他人ごとで

はないと危惧をしているところでありまして、本村の上水道を見ますと、簡易水道事業ということで、昭和42年に占冠、中央、両地区において供用開始をしているということになっております。つまり、単純計算で敷設されてから53年・54年が経過しております、この間、部分的にでも更新していなければ、耐用年数の40年というのはどうに超過しているわけですね。そこで本村の現状、法定耐用年数を超えた水道管の敷設状況、特に管路の経年化率及び更新率についてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 水道管のインフラ整備ということのご質問でございます。本村における排水管路の経年化率は、延長で申しますと、排水管総延長が33.2キロメートルに対し、経過年数が法定耐用年数を超える経年化管理路3.4キロメートル、比率で10.1%でございます。更新率は、排水管延長33.2キロメートルに対し、更新延長8キロメートル、更新比率24%でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） ただいま、経年化率が本村の場合10.1%、そして更新化率が24%というお話を伺ったわけですが、北海道の平均を申し上げますと、北海道全体の自治体の平均が、2017年度で17%経年化率、現在でおそらく20%を超えているのではないかと思います。また、更新率については年1%に満たないというのが北海道全体の自治体の平均指数となっております。

これに対して、本村においては経年化率が10%、更新率が24%、すばらしい数字と申し上げてよろしいかと思っております。私はおそらく北海道並みの数値ではないかと思っております。危惧をしていたわけですが、この数値を見ますと、非常に良い数値と申し上げてよろしい

かと思えます。更新については、毎年更新をされているということによろしいのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいま議員から北海道の平均値等を教えていただきました。占冠村におきましては、健全管路が、40年以内の管路が29.8キロございます。経年化管路、つまり40年を超えるものが3.4キロあります。その中で現在は漏水検査等、それから事故があった場合の修繕を含めて対応させていただいております。

老朽化管路になりますけれども、村の考え方としては修繕、一部敷設替えが考えられるのが2027年からと、今の経年状況を見るとそういったことが想定されます。それに向けて、予算あるいはそういう修繕計画を含めて計画的に対応をしていかなければ、今から準備をしなければならない状況かなと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） この9月、10月、2か月に渡りまして、みなさんのお宅にもチラシが入っていたと思うんですけれども、現在、調査がなされておりますけれども、占冠地区、中央地区において水道管の漏水調査が行われております。これは定期調査の一環だと思っただけなんですけれども、残った3.4キロの老朽管について、とりあえずは補修で留めるのか、それとも更新をされるのか。これはいかがでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 老朽化管路の一括更新は工事費が高額となるために、なかなか難しいだろうと思っています。現状、各管路の水道管事故あるいは漏水検査による漏水量のデータ等により検討を進め、適宜、修繕ある

いは管路の一部を更新するということで、維持管理を進めてまいりたいと思っております。漏水調査につきましては、中央地区を中心として、毎年地区を決め実施をしているという現状にあります。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） もう1点お伺いしますけれども、更新にあたりましては、基本的に水道管の更新ということだと、受益者負担ということで水道料金から捻出するというのが原則というふうに聞いております。ただ、都会では、水道料金を値上げしてその値上げ分をプールして更新に回すというようなこともやっているようですけれども、本村においては、とてもそういったことは無理でありますから、当然、村がやらなければならない。また、特別会計においても現状の簡水の特別会計の中で工事をやるというのはとても無理でありまして、それが住民の水道料金に跳ね返ることはあるのか、これをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 水道料金のお話でございますけれども、先ほども申し上げましたように、老朽化管路は2027年からそういった工事が進むだろうと想定をしておりますので、そのための財政を含めた状況を計画的に図りながら、現在のところ、私の頭の中では水道料金をそれに反映させるという考え方は持っておりません。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは3点目の質問に移らせていただきます。3点目でありまして、河川公園の活用についてお伺いをさせていただきます。青巖大橋から宮下橋に至る河川敷、こちらが整備をされておまして、現在、河川公園とされております。この成り立ちは平成14年、国の補助を受けてパ

ークゴルフ場として整備をされたというふう
に聞いております。ただし、翌年の台風によ
る大雨で壊滅的な被害を受けたため、パーク
ゴルフ場としての利用を取り止め、河川公園
として一般開放をしているというのが経緯か
と認識をしているところであります。

しかし、現在のこの公園の状況を見ますと、
公園とは言いながらも、トイレ、東屋がある
わけではなく、実態は、実は私も時々行っ
ているんですけども、パークゴルフ場として
整備されているんですね。ただ、残念ながら
競技のできないパークゴルフ場ということ
になっております。こちらにももちろん、
トイレ、休憩場はありません。撤去され
たと申し上げてよろしいかと思ます。

また、駐車場には占冠パークゴルフ場と
謳った大きな看板がかけられていますが、
特に公園としての表示はない。果たして
公園なのか、パークゴルフ場なのか。利
用者も混乱するような非常に中途半端な
施設となっているのが実情であります。

このことにつきましては、平成30年の9
月の定例会で、お亡くなりになりました
けれども、故山本議員がこの河川公園の
有効利用ということで質問されておしま
して、その時の村長のご答弁を見ますと、
村民のみなさんの声を聞きながら検討
していくということでありましたけれど
も、その後どのように検討をされ、そ
して今後どのような活用方法を考
えておられるのかお伺します。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川公園の活用
についてのご質問であります。議員から
若干の経過についてご説明をいただいた
んですが、私から改めてこれまでの経過
と状況について答弁をさせていただき
たいと考えます。河川公園につ
きましては、平成14年度に林業地域総

合整備事業補助金を受けまして、パーク
ゴルフ場として整備をいたしました
が、平成15年8月の台風10号に伴
う河川の増水により壊滅的な被害を
受けたことから、経費を極力抑えた
形で現在の河川公園としての利用とな
っているところでございます。

議員からもありましたが、以前にも
河川公園の活用について一般質問が
あり、河川公園については河川敷地
であること、また、国庫補助金を投
入した施設であることから、その活
用には制限が設けられている旨の
答弁をしております。その後、北
海道へ河川公園として補助金返還
が発生しない許容される範囲や、
用途変更について確認を行いま
して、許容範囲等については具
体的な計画により判断されるもの
との回答でありました。河川敷地
については、大雨の際の増水対策
も念頭に置く必要があること、
また、補助事業による制限から
積極的な整備をする状況にはあ
りませんが、サイクルツーリズム
やドッグランなどの観光目的
として活用するアイデアも出さ
れておりますので、その実現性
について関係者とも協議を進め
るとともに、北海道とも引き続
き調整をしまいたいと考えてお
ります。

○議長（相川繁治君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 私の考え
申し上げますと、大して難しい
問題じゃないと思うんですよ
ね。パークゴルフ場なのか、
公園なのか、あるいはパーク
ゴルフ場のできる公園なのか、
これはちょっと分かりませ
ん。現状では先ほど申し上げ
たように、非常に中途半端な
施設ですから。

なぜ有効利用されないか、いわ
ゆる村民がなぜ利用しないか
という、施設が中途半端なん
ですよ。例えば、パークゴル
フ場としてこれを見た場合、
先ほど申し上げましたように、
競技ができないんですよ。な
ぜかという

と、グリーンが整地されていない、でこぼこだと。パークゴルフの場合は、その名のとおり公園のゴルフですから、正式なゴルフと違ってそれほど整備をしなくてもいいと。ただしグリーン周りについては、でこぼこだとこれはまずいと。やはり整地をしてボールが一定方向にきちんと進むと、意図したところ以外のところには行かないような、そういう整備をするのが必要なわけですが、それが全くされていない。溝もあれば穴もある。でこぼこもある。ボールはどっちに転がるか分からない。

これが整地される。今は7割方整地されているんですよ。石ころがあつてできないとかつて話ありましたけれど、私の経験だとまずいですね、石ころは、現状では。ですからグリーン周りさえ整地すれば、ひょっとすると、おそらくこの計画があつたときにやるつもりだつたと思うんですけれども、IPGAというのがあります。国際パークゴルフ協会の公認コースを取れば、当然、村内にもいらっしゃるかと思ひますけれども、村内の愛好家の方、あるいは村外の愛好家の方も利用されるコースになると思うんですね。それほどお金はかからないだろうと。ですから、きちんと整備すれば利用されるんですよ。

また、仮に公園にするにしても、今はトイレもなければ東屋もない。双珠別川沿いの雑木がまだありますけれども、雑木、雑草をきちんと整備をして、周辺を歩けるような遊歩道を作る。そうすると、パークゴルフをやっている方と、散策をする方、ボールが飛びますので危険も回避される。きちんと整備すれば、村民のみなさんは利用すると思ひますよ。

それが中途半端なので、はっきり申し上げて、今年の予算見ますと、155万管理費でかかっているんです。このお金をかけた意図が、

果たして村民に利用してもらうために150万かけているのか、あるいはあまり利用しないでいいよということで、それでも155万かけているのか。もったいない話だと思ひますね。ですから同じお金をかけるのであれば、有効利用してもらうような施設にすべき。多少整備をするのにお金はかかるかもしれませんが、もちろん、洪水が起こる、大雨がくる、これを前提で考える。これしかないと思ひますね、河川敷を利用する場合は。ですからきちんと整備すれば、それほどお金はかからないと思ひますよ。現状でも有効利用は私にはできると思ひますけれども、村長いかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 河川公園の活用方法については、一つの課題だと捉えております。施設の設置時に補助事業で導入をさせていただいたんですが、河川敷地ということもあつて、大雨の際の増水対策を念頭に置く必要があるということと、補助事業の補助金返還を免れるためには、国との協議で一定の管理はしてくださいという条件でございました。その際、当時の議会からも最低限の管理費の予算化については認めましょうというような議論もございまして、なかなか積極的に予算をつけて、これを活用するということに至っていなかったというのがこの間の経緯でございます。

その間、民間のお力をお借りしたり、いろいろな方策でこの公園を管理してまいりましたけれども、村として積極的な活用について前向きになれなかったというのも、これは一つの原因としてあると考えております。

まずは、その活用目的を明確にした中で協議を進め、その目的達成のためになんとか議員のおっしゃるような活用ができないのかど

うか、検討を進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは、3点の質問をさせていただきます。まず1点目の質問ですが、財政の現状についてということです。新型コロナ禍の影響を受けまして、4月より村内行事中止をはじめ、各種の会議が書面実施というような状況の中で、歳出抑制となり、大幅な余剰財源が発生しているのではないかなというふうに予測するわけなんです、財政の現状と今後の見通しについて、どうお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをします。議員のご指摘のとおり、コロナ禍において、村内のイベント、あるいは会議の自粛が余儀なくされ、これに伴う予算の執行を中止、または保留しております。これらの財源につきましては、起債あるいは基金等を充当しており、歳入不足を基金で賄う予算編成となっているため、歳出抑制の方針は変わっておりません。併せて、観光産業を中心とした経営悪化の影響による村税の納税猶予、減免制度の適用がされていることから、余剰財源が発生する見込みはございません。

今後において、納税猶予、減免に対しては徴収猶予特例債や減収補填債により財源を確保してまいります、国の減収分に対する補填内容などは不確定な部分もございますので、国の動向、新型コロナウイルス感染症の収束、及び、地域経済の回復に注視しながら財政運営を行ってまいります。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） そうしますと、村長のお考えとしては、自主財源確保に向けた基

金の積み立ては、当初予定しているような金額は積み上げられないんじゃないかなという予測だというふうにお考えでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 予算編成上、経常経費を見ていただければ分かると思いますけれども、どうしても必要な経費というのは90数%になっています。その中で必要な財源、一般財源と起債、あるいは補助金ということで財源を振り分けております。これを組み立てたときに、経常経費が上がっているということもあって、基金等の特別目的のための基金をその予算に組み込んでいます。

これらの余った財源については、基金に返すことになろうかと思えます。そして、基金に戻して基金を維持するという組み立てで、改めて余剰財源といわれるものを何かに使えるだろうかということではないと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは2番目の質問にまいります。公共施設の長期的な維持・修繕計画の見通しについてということですが、財政計画に基づいた村内全体の公共施設の長期的な維持・修繕計画は、今現在、具体的なものはなく、公共施設等管理計画というのがあるのみというのが現状かと思えます。そこで費用が織り込まれた、長期的な維持・修繕計画の策定が重要な課題かと思うわけなんです、どうお考えでしょうか。伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 公共施設の維持・修繕の考え方でございます。公共施設等総合管理計画は、村内公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合あるいは長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減し、平準化するため保有施設等の状況

を基本的な方向性として示した行動計画でございます。

議員のご指摘のとおり、各施設の維持・修繕計画は必要との認識から、今年度、各施設の個別施設計画を策定中でございます。本計画によって施設ごとの運営、施設の適正化の方向性が整理され、既に策定されている占冠村公営住宅等長寿命化計画、あるいは橋梁長寿命化修繕計画と合わせて、具体的な適正化方策が検討可能となると、現在考えているところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 財務管理をやる上で、歳出予測が非常に重要だというふうに私は考えますし、村長も考えられておられるのかなと。具体的に計画を今、取り組んでいる最中というようなお話ですが、再度お聞きしたいのは、費用をより明確に出していかないと財務管理する上で、歳出予測というのはその精度を高めていかないと。お金の出がどのぐらいの予測が立つんだということが非常に重要かと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 財政計画についてのご指摘かと思えます。総合計画やなんかも10年計画の中で、10年間の財政推計を立てたことはほとんどない。なかなか10年先の推計を立てるのは難しい。これまでは、財政推計については3年を目途としてやっていたし、総合計画は毎年見直しをさせていただくというようなことであります。今、検討しているのは、果たしてこの施設は更新したらいいんだろうか、あるいは統合したほうがいいんだろうか、これは修繕して長寿命化を図ったらいいんだろうかといった検討をし、それに基づくおおよその財政については出てくると思います。短期間、例えば3年単位とか、そう

いったものについては、計画の中で実施をしていくということになるかと思えます。

確かに、例えば、総合センターを直すのに15億必要だといって、この15億をどうするんだということを今からやっておく必要もあると思えますけれども、なかなか現在の状況の中で、それを計画することは難しいということで、村の財政状況、あるいは施設の状況を把握しながら、何ができるのかということの方向性を示すための計画を現在策定中だということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 非常に必要性は分かるんだけど、多くの公共施設を抱え、その一つ一つの中長期の費用を算出するのは難しいというようなお話かと思えます。例えば、これは一つの参考になるかと思うんですけども、各都市部なんかのマンションを建設しますよね。そうすると、そこには建った時点で既に管理組合が作られ、管理業者を雇い、30年単位のスパンで、毎年細かいものを積み上げていくんですけども、5年、10年、大修繕って言ったら大体10年単位に計画されます。そのとおりやるかどうかは別として、30年ものを作り、少なくとも途中の5年のところで常に見直しをかけていくと。これをしないと、必要と思われたがいろいろな要件の中で必要なくなったもの、新たに必要性が出てきたものは常に発生しますから、5年の見直しは必要なんですね。1回作ったらそれでもういいっていうものじゃないですから。

村長のお話に、3年がぎりぎり見えている部分の取り組みかなと。それ以外のこともやりたいんだけど、なかなか現実問題でというような話なんですけど、非常に難しいという部分は否定しませんけれども、3年では多分、村が今持っている財源で、これから村の

公共施設等が本当に5年後、10年後、20年後にどう維持されているかが、村民も非常に心配しているところであり、ここはしんどくて費用もある程度かかるでしょうけれども、精度のレベルはともかくとして、これはやらなければ、将来の行政を担う方々も多分、執行をやる上で非常に困難が発生するんじゃないかと、私は感じるんですね。

例えば、今現在、見た目にはしわはなくても、ひょっとしたらしわは先に延びているのかもしれない。ないのかもしれない。その現実がまず分からなければ、どうしていいのかわからない。村民の人たちも、非常にこの村を愛する村民ですから、この村に長く住みたい。これからどうなるんだっていうのは、常に興味を持っており、非常に難しいというお話ではあるんですけども、今よりは1歩でも先に枠を、細かい精度でないにしろ、ある程度の数字を出すというところを、ぜひ取り組む必要があるんじゃないかと思えますけれど、もう一度お考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 再度、答弁になりますけれども、長期的な視点でこの施設は更新するのか、あるいは統廃合するのか、これは修繕して長寿命化を図るのかという計画を作りたいということなんですね。それに関わる費用を含めて算出をしたらどうだというご指摘だと思うんですが、おおよその金額は想定できると思いますね。そういった中で、どうやってその財源を確保していくんだということを考えたときに、特定目的基金、例えば、公営住宅の修繕に合わせた基金、あるいは公共施設の修繕に、更新に合わせた基金と、こういったものが作られています。いかに、この計画に基づいて基金に積み立てができて、それで計画年次にそういった実行がされるか

というところの整合性だと思っています。

長期になると財政助成の政策も変わりますし、起債の枠組みも変わりますし、ある意味で3年間、5年間のスパンでその方向性を見出していくことのほうが、行政としてはより現実かなということでもあります。先ほど水道のお話もしたんですが、ああいったものについては長期的に数字も考えながら進めなければならぬのかなと思っております。

議員のおっしゃられることも、私としても理解できますので、どういった方向性を示せるのか、またこういったことについては協議をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは、今取組中の計画が我々議会のほうに、どのへんを目途にお示しいただけるのか、その見通し、年度。どのくらいで示せると思うよっていうのだけ教えていただけますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 個別の計画につきましては今年度策定をしておりますので、できれば今年度中には方向性はお示しできるかと思えます。これに具体的な事業費とかそういったものは入ってくる予定はしておりません。よろしく申し上げます。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは次の質問にまいります。質問3番目として、村道双珠別地区の樹木対策というところで、双珠別地区の村道沿線は年々森になりつつあるというふう実感しております。路線バスの安全運行と、住民の安全安心、この双珠別沿線の村道は住民の散策道でもあり、また、少年団の体育かなんかのランニングの部分としても一応、交通量が非常に少ないですから活用されてい

るという部分が現状にあります。そうした中で、このように森になりつつある沿線をなんとかしていかなきゃいけないのかなど。緊急課題かと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 双珠別地区村道の樹木対策でございますけれども、双珠別地区の村道敷地の樹木や私有地にあります樹木の生長が著しくて、一部、道路に覆いかぶさっている状況もあるということは承知をしております。

このために、平成29年度より村内の村道沿いの樹木の現状を確認し、道路敷地及び私有地の樹木は了解をいただき、枝払い等の実施により道路の安全を確保してまいりました。支障木の伐採は、村内全体の村道の安全確保のため行っておりますけれども、その範囲は多岐に渡るため、すべてが解消されていないところでもあります。思うように進んでいない現状については、今後も必要な箇所について地権者の方等と協議を行いながら安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 適宜、29年度より取り組まれていると。私自身も伐採が実施されている姿も見てないわけではございません。しかしながら、樹木の伸びというのはかなりの勢いで、特に胡桃の木はすごい勢いで伸びてきますし、葉の勢いもすごいですからね。そういう意味では、自然の力が相当あるんだというところで、いい面もあるんでしょうけれども、その状況を見たときに、これから特に熊等の出没時期が、胡桃の実が成る時期というのが近づいてきているわけなんですよ。

総務産業での議員視察で、酪農学園大学の教授さんとの話の中で、熊は、北海道におい

ては人間と共存していかなければならない動物なんだと。そこで、どういう安全策があるのってことは、やっぱり相手にこちらの姿見せ、こちらからも相手を確認できれば、自ずとそれは別にわざわざ向こうから近寄ってきて襲ってくるわけじゃなくて、不意に出合い頭とか、そういうのが一番危険なわけで、草刈り、周辺の見通しのよさを確保するというのは非常に重要なんだというようなお話をいただきました。

そういった観点からも、少なくとも今、民間の樹木等については、地権者との協議というようなお話がありましたので、そのとおりにかと思えます。それは引き続き進めていただき、最低限のものは確保いただくと。村有地、村道の村の道路用地、こちらについては村の決裁でできるわけですから、これは早急に、毎年度きちんと予算を組み、村の職員の方々も通っていて感じるの、特に宝珠橋近辺は危ないですよ。私も車で通る中で、T字路で左右曲がる時なんかは相当乗り出さないと見えない。あの辺はトンネルに近くなってきている。あれは要するに、いろいろな地権者の物、相当なエネルギー使って地権者の木であっても、そこは切つていかないと本当の安全確保が、事故が起きてからじゃ遅いし、熊だって本当に傍まで行かなければ、寄らなければお互いに確認できない。そんな状況にあります。特にひどいのはその辺ですけども、全体に渡ってそういう状況です。今、これから秋に向けて、早急な対策必要かと思えますので、再度お考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私も、この一般質問が出た後、村道をいろいろと走ってまいりました。現状、葉っぱが相当出ていまして、枝伐採時には葉のないときにやったところも形

跡としてあるんですね。この葉っぱの状況を見ながら、どれを切ったらいいんだというところの確認がまだ十分でないのかなというような印象を受けました。そういった意味では、村道、村有地内の立木、あるいは枝につきましては早急にやれるような体制を取っていただきたいと。

熊等の被害についても、草刈りはやってはいるんですが、なかなかお互いに見えないと事故があるのではないかとというご指摘のとおりだとは思いますが、そういったところを再度点検しながら、整理はさせていただきたいなと思っております。ただ、今回の補正予算にもおそらく計上していませんし、予算の範囲内での作業になると思いますが、改めて、ここはまずいねというようなところについては早急な対応をできるようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（相川繁治君） 休憩を廃して会議を続けます。一般質問を続けます。

6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。質問1ですけれども、先ほど村長の行政報告の中で私が聞きたかった収入減少に対応した事業持続支援金、それから農業持続化給付金、及び家畜経営安定化支援金について、まさに聞こうと思ったことが、行政報告で触れられておりましたので、この件については取り下げをしたいと思います。

ただ、事業継続支援金については、3月から5月までの3か月間、それから6月から8月までの3か月間、そして9月から来年2月

までの6か月間ということで、事業自体は継続しておりますので、それから農業持続化給付金につきましても、要綱を見れば、申請の締め切りが今月の末、30日となっております。これも事業進行中です。それから畜産経営安定化支援金、申請期日は来年の3月31日までとなっております。3つの事業をいずれもまだ現在続いていることですので、必要があれば今後の議会の中で質問をさせていただくかもしれません。

それでは次、質問2のほうに移ります。これも児玉議員とちょっとかぶるところがあるんですけども、先ほどの児玉議員と村長のやり取りの中で明らかになった部分がありますので、重複しないような形で確認をしたいと思いますので、質問内容について読み上げたいと思います。

宿泊税の取組みについてです。コロナ禍の中、道内の各自治体で宿泊税導入を予定しておりましたが、導入の先送りを決定したことが新聞で報道されております。具体的には、斜里町は2021年度導入予定を、富良野市、ニセコ町は2022年度導入の先送りを決定しております。ニセコ町が導入を先送りした理由として、新型コロナウイルス感染拡大で、地元の宿泊事業者が打撃を受けていることに加え、導入に向けた議論も進んでいないとのことでした。また、道は導入を検討している観光振興税について、制度設計に観光事業者らの意見を反映するため、観光関係者や学識経験者などによる有識者会議を設置する方針を決めたとの報道もありました。3月の村政執行方針で2022年度宿泊税導入に向け、検討を進めると表明しておりますが、宿泊事業者の説明会はどうなっているのかを含め、今後のスケジュールについて伺います。

ということで、先ほど村長は児玉議員の答

弁の中で、道のほうもコロナ対策の部分でなかなか宿泊税についての協議の場が持てないというようなお話がありました。聞いていて、例えば、3月議会でも北海道では有識者懇談会ということで、道税として観光振興税が相応しいのかということで、大枠で、その税として成り立つのかっていうことを決めておりました。今、私が言いましたように、今度細部の制度設計を進めるという意味で、有識者会議を、違う組織だと思うんですけども、設置するという部分で、結構、道に限らず富良野市でも、自治体独自でそういう有識者会議を設置して、自分のところの、うちでいけば村税になるわけですから、ある意味、イニシアチブを取って主体的に勉強していくというのが感じられるんですよ。

先ほどの村長の児玉議員に対する答弁の中で、なかなか道との協議が進まないという部分です。確かに並行してやるのはすばらしいことだと思うんですよ、いろいろと情報を共有できますから。導入に向けてもスムーズにいくと思うんですけども、村税としての宿泊税ですから、ここはある意味、勉強を重ねると言いますか、そう意味で慎重に事を進めなければならないと思うんです。

例えば、先ほどの村長の答弁の中で、リゾートとの定期協議の中で、宿泊税は導入したいんだということを説明はしてきているということは伺いました。ただ、素朴な意見として、村が村税として宿泊税をかけるときに、リゾートの宿泊施設だけが対象じゃありませんよね、もちろん。中央にもそんなに大きな規模じゃないですけど、ただ宿泊数にしたらリゾートは大きなウエイトを占めるのかもしれないんですけども、素朴な疑問として、村税として宿泊税、これは流れ的な部分もあります。私は先ほどのやり取りを聞いていて、

有識者会議を絶対作れだとかね、そういうことは自治体の状況によって、それはなくてもいいと思うんですけども、少なくともそういう宿泊税を取らなきゃならない宿泊事業者に対して、リゾートのみならず、他にもうちにはありますので、そういう部分の説明会もやってないような形で聞いていたんですけども、その辺のスタートがちゃんと、少なくとも村としては村税として、宿泊税を導入したいんだと。そこで特別徴収義務者になる事業者の人に説明くらい、そして事業者はどういう考えなのか、村としてのそういうスタンスっていうんですかね、それは道に協議したって何にもならないことですから、そういう部分で村としての道との情報収集をするのも大事だと思うんですけども、少なくとも村税として宿泊税を徴収することを考えれば、最低でもそういう税金は徴収する宿泊事業者はなんとするか分かりませんからね。そう部分ではそういう説明会は最初のスタートだと思うんですけども、その辺ちょっと、先ほどの児玉議員との村長のやり取りを聞いていて、本当に素朴な疑問としてちょっと浮かび上がったので、ここだけちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。現在、中断をしております宿泊税の取組みの方向性を含めたご質問かと思えます。今後のスケジュールとしては北海道と連携を密にし、情報提供をいただきながら、慎重に検討していきたいと考えております。

村内事業者における情報提供については、特定目的税でございますので、その税の用途、あるいは免税店の設定をどこに持つのか、その在り方を含めて現在、ほとんど示されてい

ない。おおよそは言っていますが、こうするという答えはないという状況でございます。そういった中で、村内の宿泊事業者への説明会につきましては、村内宿泊事業者等の経営状況等の諸般の状況を勘案しながら、適切な時期に開催をしていく予定としています。北海道と足並みを揃えて導入していくために、できれば、この説明時期を北海道と同時期に、そういった説明会は開催をしまいたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今、今後の村の進め方をそれなりにお伺いしました。今の説明の中で、例えば、北海道の有識者懇談会の中でも、その宿泊税を徴収する宿泊事業者の煩雑さを省くために免税点は設けない、それは2万でも6,500円でも率になるのか、定額になるのか分かりませんが、そういう部分では一定の方向性を、この宿泊税一つ取って言っても、その免税点の問題、定率になるのか定額になるのか、考えていったらきりがないうらい、いろいろ課題が、こういうときはどうしたらいいのだろうとかという部分があります。

幸いにも、村には藤田室長の後に、また道から派遣されてきて、体制的には整っておりますので、やはり宿泊税、村税として村の担当者がいろいろなケースを想定して、今こういうコロナ禍の時期で会議やるとか、その宿泊事業者が打撃を受けている中でなかなか説明もし辛い時期だと思うんですけども、ある程度このコロナ禍が収束に向かうときには、村として積極的に、その有識者会議を設置しろだとか、私は申しませんが、そういう細かな説明をやっていってもらって、ある程度軌道に乗れば、軌道に乗ればというよりも、やはり細部に向けての制度設計も村の担

当者が主導していかなきゃならないと思いますので、その辺は先ほどの答弁の中では具体的なスケジュールはざっくりというような形でしか説明を受けませんでしたので、いろいろなことを想定して、細かい制度設計についてちゃんと作って、この宿泊税導入に向けて、禍根を残さないような形で準備を進めていってもらいたいと思います。

これは最後ちょっと質問じゃなくて、先ほどの村長の答弁を聞いてこういうふうな形で進めていってもらいたいということになりましたけれども、これについて村長のほうでまた、ぜひ答弁したいということがあれば答弁してもらっても構いません。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村としての方向性を含めて、準備が必要なんだろうというご意見です。ご質問だと思いますけれども。当然、そういった議論の場は時期がまいれば、そういったお話をする機会を設けなければならぬと思っています。当面、道の専門家会議を含めた、そういったところに担当職員を派遣して、どういった意見が出るんだろうということを確認していただいています。

議員のおっしゃるとおり、修学旅行生はどうなんだ、あるいは札幌市でいけば、道内の出張組はどうなんだとか、その地域、地域でいろいろな事情があると思うんですね。そういったところは、やっぱり地域ごとに調整が必要なんだろうと思いますから、地域の中でそういった議論を、あるいは説明する場を設けなければ、なかなか納得して納税していただけないということになるかと思いますが、その点については十分、留意しながら取り進めたいなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

1 番、大谷元江君。

○1 番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。質問は主に水害の災害対策についてということになろうかと思えます。

1 番目、河川の砂利撤去についてでございます。私、議員に当選して最初の一般質問だったと思いますが、双珠別川と鶴川の合流地点の砂利の撤去を道に要請していただいせんかということで質問させていただきました。田中村長になられてからの行政報告だったと思いますが、要請しておりますよという報告も伺っておりますが、最近、ちょっと行われたといろいろな方から伺っております。ただ、見に行きましたら本当にこれで撤去された、という状況でした。とても雨が降れば堆積している砂利が赤岩方面に流されていって、もっと浅くなるのではないかという砂利の状況でした。この状況の中で、村長の認識として、砂利は撤去されていると認識しているのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。議員のご指摘の箇所は、二つの河川が合流し、大雨が降った後には土砂が堆積しているということはその都度確認しているところでございます。このようなことから、毎年、旭川建設管理部、地域社会資本整備推進会議において双珠別川と鶴川の合流部の砂利上げについては護岸改修を要望しています。

要望事項の中にも実施していただいている箇所もございます。2020年1月には、パークゴルフ場側の浸食箇所の整備が完了しています。また、同年6月には、上トマムの18線橋下流の倒木の整理も行っていただいております。

毎回、建設管理部に河川要望に出かけるわけですが、どうしても限られた財源で、限られた予算しかないんだと。その中で緊急性を重視しながら判断をしていると。私が申し上げているのは、例えば、占冠の河川整備にこれだけ付いたものであれば、それをその範囲内でやることをやってくださいと。それは少しくらいやったところで効果がないだろうとおっしゃる向きもあるんですが、ただ、予算がない以上はある予算をもって砂利上げなり、整備をしていただいて、その年の大雨災害はそれで少しは緩和されることだってあるんじゃないですかというようなことを申し上げながら、少しでも早い時期にそういったことをやってほしいとお願いしております。

全河川の効果の話になりますと、これは全河川の砂利上げをしない限り、効果としては100%にはなりませんよというようなことも言われていますが、なかなかそれは現実問題としてできないだろうという判断をしていますし、ですから、配分された予算の範囲内で占冠村の要望に応えるようやってくださいということをお願いしているところでございます。これからもポイント、ポイントで、河川要望につきましては、富良野沿線議長会と合同の要請会議、あるいは社会資本整備会議、河川要望については年に2、3回はお話する機会がありますので、その都度、要望はしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 1 番、大谷元江君。

○1 番（大谷元江君） どうしても予算、お金に関することですので、強く要望していただくという形になろうかと思えますけれども、近年、予想外のところで集中豪雨、一時間に100ミリも降るような大雨の状況が今年も発生しておりますので、予断は許さないだろうと思えます。占冠も幸い、雨にも風にも、災

害がない状況ですので安心なところはありますけれども、こればかりは予想がつきませんので、都度要望していただきたいと思います。

2番目の問いに対して、今、予算があるので全体的な河川ということにはならないということでしたけれども、砂利の撤去ができないのであれば、堤防の嵩上げが必要ではないでしょうかと私は思います。2番目のパンケシュル川も砂利の撤去が必要ではないでしょうかという質問をしようとしたのですが、先に全河川は無理でしょうということですので、お答えをいただいたということで、3番目の砂利の撤去が行われないのであれば、堤防の嵩上げが必要というふうに考えました。ましてやパンケシュル川、占冠地区は川の水位と住居の建っている地盤が平行線くらいな状況なんです。なので、雨が降れば川の水位と同じように住宅地も水に浸かってくると。なおかつ、堤防が低いために流れてくるだろうと。そうすると二重に浸かる水害になってくるというふうに思われます。

なので、地面に降る分にはどうしようもない状況ですけれども、川に関してはいろいろな策が立てられるのではないかと考えます。堤防の嵩上げの要請はできるものなのかということでございます。堤防だけはきれいに草刈りも行われているんですね。パンケシュル川の堤防が。ですが、堤防を挟んだ土地は樹木がいっぱいで、堤防が住宅地から見えないんですね。更生橋の近くは特に樹木が生い茂っていて、堤防が見えない状況にあります。更生橋の下は特に草が覆われていて、川の状況が見えないというような形になっておりますので、堤防周辺、特に嵩上げも要望してほしいんですが、周辺整備も行っていただきたいと考えますが、村長に伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の2番目の質問にお答えしたつもりはなかったんですが、失礼しました。今の件でございます。これまでも河川の護岸、あるいは砂利上げ等の河川の整備を北海道、あるいは国土交通省に要望してきております。近年の豪雨災害では河川が増水、堤防を越流し、大規模な被害をもたらす災害が発生をしているという状況を見ますと、本村は鶴川が貫流し、そこに注ぎ込む支流が何本もありますので、豪雨災害に備えて整備をする必要とする内容を精査しながらさまざまな機会を通じて強く要望してまいりたいと思っています。

議員がご指摘の更生橋下流の部分は、確かに堤防という形が、通常ですと、橋から堤防に渡っていくようなものが多い中で、あそこは特殊な状況になっていると承知しておりますので、こういった整備が可能なのかも含めて、村としてきちんと整備をしていただきたいということは要請をしながら要望活動をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 適宜要望していただけるということなので、よろしく願いいたします。

2番目に移ります。中央地区の避難路という形になるんですが、今まで議会の提案として第2ルートの避難路の計画をしておりましたが、平成30年度2月の全員協議会においてそれは無理だよという、道からも許可が出ないという回答を得たんですが、その時に、村長の回答として、議長の提案だったと思うんですけれども、その提案に対して、改良の検討があるだろうということで回答していただいておりますけれども、その後、2年くらい経っております。どのような検討が行われているのか、避難路に対してどのように進ん

でいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 避難路の件につきまして、議員から経過も含めてお話がありました。改めて申し上げますと、平成31年2月29日の全員協議会において改良工事をする際の問題点をご説明申し上げまして、現道の改良については再検討するとの結論を得ております。その後、ハザードマップ等の見直し、防災計画の見直し等も含めて、ハザードマップの作成のために新たな浸水想定区域図が示されまして、当該箇所は洪水によって河岸浸食の危険がある区域となることが確認されました。このような区域への避難誘導は非常に危険で、本村住民の安全を確保することはなかなか難しいであろうということで、避難道路としての利用は適当ではないという判断をしているところです。

今後においては、当該道路の修繕等を行いながら、生活道路としての機能を確保しつつ、災害時にはタイムラインに沿った早めの避難を実施して、村民の皆さまの安全を確保してまいりたいと考えておりまして、タイムラインということで行きますと、突然の避難ではなくて早めの避難を促し、それに沿って避難をするということに重きを置いて、当面对応したいということでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 現道は河岸浸水の危険性があるということで断念というふうな回答だったかと思うんですけれども、そして、タイムラインに沿って早めの避難。最近には本当に早めに避難ということで、常にNHKなんかも呼び掛けておりますけれども、1時間弱で100ミリ単位の雨が降るということですので、本当に難しい判断だろうなと思うんです。車社会ですし、高齢者が多い地域でもあ

ります。車も財産ですので、今回の強靱化の中にも財産を守るという目標も掲げております。今年度新設された保育所なんか新しい施設もできております。大事な財産です。なので、水害にならないのが一番良いことなんです。避難路が一箇所だと足りないと思うんです。なんとか検討して、車社会ですので、車という財産を守るという意味でも避難路は必要と考えます。提案されていた道路は断念ということですが、新たな避難路を考えていただきたいと思っておりますけれども、これに対しての回答をお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほど申し上げましたように、急激な避難というのは道路も重要だと思いますので、私としては少しでも早く避難をしていただくという方向で調整をさせていただきたいなと思っております。一本道路という不安は確かに私もあります。一本道路については、今の現道もなかなか、あれでいいのかということもありますので、現道の補強、あるいは拡幅なんかも検討に値する事項かなということは、私個人としては思っておりますけれども、さらなる検討は重ねていかなければならないと思っております。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前12時00分

午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第2号

○議長（相川繁治君） 日程第4、報告第1号、令和元年度占冠村健全化判断比率の報告

についての件から日程第5、報告第2号、令和元年度占冠村資本不足比率の報告についての件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書の1ページをお開きください。報告第1号、令和元年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。令和元年度決算に基づく4つの健全化判断比率についてご報告をいたします。

表左から実質赤字比率ですが、定められた数式により算出した数値は、マイナス3.42%となりまして、赤字額がないことにより表記のとおりとなります。

次に連結実質赤字比率についても、マイナス4.25%となっており、赤字額がないことにより、表記となっております。

次に実質公債費率ですが、令和元年度では8.8%でございますが、過去3か年の平均値をもって表記することから、平成29年度から3か年の平均値では8.4%となります。

次に将来負担比率については、41.1%となっております。また、表下段には括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることをご報告させていただきます。なお、監査委員の意見書につきましては、別冊で配布させていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。報告第2号、令和元年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法

律第22条第1項の規定により、令和元年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計におきましては黒字会計となっております、資金不足が発生しないため算出がされないことから表記のとおりとなっております。また、監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告は終わりました。

◎日程第6 議案第1号から日程第11 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件から日程第11、議案第6号、占冠村勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第3号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書5ページをお開きください。議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。本件は、加入団体であります札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退などに伴いまして北海道市町村総合事務組合規約の一部

を変更するものでございます。附則といたしまして、この規約は北海道知事の許可の日から施行することとなっております。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。議案第2号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてご説明を申し上げます。本件は、加入団体でございます山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合の脱退などに伴いまして北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更するものでございます。この規約は総務大臣の許可の日から施行することとなっております。

続きまして議案書9ページをお願いいたします。議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について説明を申し上げます。本件は、加入団体でございます山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合の脱退などに伴いまして北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更するものでございます。この規約は総務大臣の許可の日から施行することとなっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第4号及び議案第5号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書11ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において感染症の影響により一定程度収入の減額が見込まれる被保険者に対し、財政支援の対象となる保険料の減免の基準を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、附則に新型コロ

ナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を追加するものでございます。

施行期日は公布の日から施行し、改正後の附則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。

続きまして議案書13ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は、平成30年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、平成30年度介護報酬改定において本基準が改正され、平成30年4月1日より居宅介護事業所における管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されると同時に、令和3年3月31日まではその適用を猶予するとの経過措置も設けられました。その後、社会保障審議会、介護給付分科会において人材確保の状況に関する議論が行われ、改正省令が公布されたことから今回、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるとやむを得ない理由がある場合について、主任介護専門員を管理者としない取り扱いを可能とする旨の改正でございます。期間の延長は、令和9年3月31日までとするものでございます。

施行期日は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2条改正規定及び附則第3条を加える改正規定は公布の日から施行するものでございます。以上、ご提案申し上げますのでご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） 議案第6号については、企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長（三浦康幸君） 議案書15ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本改正は、占冠村勤労福祉会館の所在地の変更に伴い、同施設の条例上の所在地の表示を改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 議案第7号から日程第15 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第12、議案第7号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件から日程第15、議案第10号、令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号までの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第7号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 議案書17ページをお開きください。議案第7号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第4号についてご説明を申し上げます。令和2年度占冠村一般会計補正予算、第4号は、歳入歳出それぞれ1440万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ28億4500万円とするものでございます。以下、歳入事項別明細書においてご説明申し上げます。

22ページをお開きください。9款、1項、地方特例交付金において1目、地方特例交付金は87万8千円の増額。

23ページです。10款、1項、地方交付税に

おいて1目、地方交付税は普通地方交付税で7400万円の増額。

24ページです。14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金748万円の増額です。

25ページをお願いいたします。18款、1項、繰入金において8目、減債基金繰入金は7千万円の減額でございます。

26ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は、前年度繰越金214万6千円の増額です。

27ページです。20款、5項、雑入において1目、雑入は市町村振興協会市町村交付金22万円の減額、令和2年度学校臨時休業対策費補助金11万6千円の増額です。

28ページをお願いいたします。次に歳出についてご説明を申し上げます。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は会計年度任用職員報酬89万円、会計年度任用職員手当等21万3千円の減額、職員住宅等補助金8万3千円の増額です。4目、財産管理費は修繕料60万円の増額、用地測量等業務委託料105万円の増額です。5目、総合センター管理費は修繕料146万7千円の増額です。7目、企画費は修繕料100万円の増額。

2款、3項、戸籍住民基本台帳費において1目、戸籍住民基本台帳費は社会保障・税番号制度システム整備委託料748万円の増額です。

29ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は令和元年度障害者医療費国庫負担金返還金40万4千円の増額、令和元年度障害者医療費道費負担金返還金20万2千円の増額です。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は、子どものための教育・保育

給付費交付金返還金28万8千円の増額、子どものための教育・保育給付費道費負担金返還金14万4千円の増額、障害児入所給付費等国庫負担金返還金10万9千円の増額、障害児入所給付費等道費負担金返還金5万4千円の増額です。2目、保育所費は消耗品費20万円、光熱水費72万円、使用料1万5千円の増額です。

30ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費において2目、予防費は手数料15万円、定期予防接種助成金15万円の増額です。

31ページです。6款、2項、林業費において1目、林業振興費は会計年度任用職員報酬小規模治山事業分12万6千円、熊・鹿駆除捕獲奨励金21万円、普通旅費4千円、消耗品費26万6千円、燃料費6万円、通信運搬費2万1千円、炭焼施設解体工事25万円の増額。保育下刈工事費154万4千円、占冠森人林業グループ運営補助金3万円の減額でございます。

32ページをお願いいたします。8款、1項、道路橋梁費において1目、道路維持費は消耗品費10万円の減額、修繕料80万円の増額です。

33ページです。10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は手数料20万円、小学校学校管理備品12万4千円の増額です。

10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費は修繕料100万円の増額でございます。

34ページです。12款、1項、公債費において1目、元金は財源振替でございます。

戻りまして18ページ及び19ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第8号及び議案第10号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書35ページ

をお願いいたします。議案第8号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ340万円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6370万円にしようとするものです。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。以下、事項別明細にて歳入から説明をいたします。

39ページをお願いいたします。4款、1項、1目、保険給付費等交付金、特別交付金で5万円の増額です。

40ページです。5款、1項、1目、一般会計繰入金は職員給与費等繰入金で5万円の減額、その他一般会計繰入金で5万円の増額です。

41ページをお願いいたします。6款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金は335万円の増額です。

42ページから歳出となります。1款、1項、1目、一般管理費におきまして一般職給料で30万円の減額、一般職の手当等で25万円の増額です。

43ページです。5款、1項、1目、特定健康診査等事業費、消耗品費で5万円の増額です。

5款、2項、1目、保健事業費、健康マイレージ事業の経費で5万円の増額です。

44ページです。7款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金、過誤納還付金としまして7万円の増額です。3目、保険給付費等交付金償還金で328万円の増額です。

続きまして議案書55ページをお願いいたします。議案第10号、令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の提案説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ50

万円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ2410万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。以下、事項別明細にてご説明いたします。

59ページをお願いいたします。4款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で50万円の増額です。

60ページです。歳出で1款、1項、1目、一般管理費におきまして占冠村歯科診療所事業運営基金積立金としまして50万円の増額です。以上で提案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（相川繁治君） 議案第9号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書45ページをお願いいたします。議案第9号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1220万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細書においてご説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。5款、2項、道補助金において2目、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で14万8千円の増額。

50ページをお願いします。8款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で85万2千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。51ページでございます。1款、3項、介護認定審査会費において2目、認定調査等費、訪問調査委託料で2万9千円の増額。

52ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費において2目、一般介護予防事業費、消耗品費で13万5千円の増額。3目、包括的支援事業費、消耗品費で2万7千円の増額でございます。

53ページにまいります。4款、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金において80万9千円の増額でございます。

戻りまして46ページ、47ページをお願いいたします。補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後1時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 30 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

令和2年第4回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月16日（水曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）	
日程第 1	議案第 1号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
日程第 2	議案第 2号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
日程第 3	議案第 3号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	
日程第 4	議案第 4号	占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて	
日程第 5	議案第 5号	占冠村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて	
日程第 6	議案第 6号	占冠村勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについて	
日程第 7	議案第 7号	令和2年度占冠村一般会計補正予算（第4号）	
日程第 8	議案第 8号	令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第 9	議案第 9号	令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第 10	議案第 10号	令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第 11	同意案第1号	占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第 12	認定第 1号	令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	
日程第 13	意見書案第7号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	
日程第 14	意見書案第8号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	
日程第 15		議員派遣の件	
日程第 16		閉会中の継続調査・所管事務調査申出	

○出席議員（7名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	大谷 元江 君
	2番	藤岡 幸次 君		3番	五十嵐 正雄 君
	5番	下川 園子 君		6番	小林 潤 君
	7番	児玉 真澄 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	農 林 課 長	平 岡 卓
林 業 振 興 室 長	根 本 治	建 設 課 長	小 林 昌 弘
住 民 課 長	小 尾 雅 彦	福 祉 子 育 て 支 援 課 長	木 村 恭 美
ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商 工 観 光 担 当 主 幹	橋 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子	社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学 校 教 育 兼 総 務 担 当 主 幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

（農業委員会）

事 務 局 長 平 岡 卓

（選挙管理委員会）

書 記 長 多 田 淳 史

（監査委員）

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	児 玉 眞 澄
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

◎開議宣言

○議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、北海道町村議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号、占冠村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6号、占冠村勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村勤労福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 4点に渡って質問をしたいと思います。過日行われました総務産業常任委員会で既に説明を受けております。議員個人としては理解しているわけですが、多くの村民の人たちに予算の執行の中身を知っていただくために質問をします。

まず、28ページです。2款、1項、4目の財産管理費の中で12節、委託料、用地測量等業務委託料ということで105万円が計上されております。どこをどういった目的で測量するのか、中身について伺います。

次に、5目の総合センター管理費の中の10節、需用費で修繕料146万7千円が計上されております。具体的な箇所、中身について伺います。

次に、3点目として、31ページ、6款、農林業費の中の14節、工事請負費の中で保育下刈工事費が154万4千円減額されています。具体的な中身、なぜ減額しなければならなかったのか、そのことについて伺います。できれば場所も教えてください。

4点目、33ページの10款、5項、保健体育費の中の1目、保健体育総務費の中の10節、需用費で修繕料100万円が計上されています。これはどこを修繕するのか、箇所の説明をお願いいたします。以上、4点です。

○議長(相川繁治君) 総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) 議員のご質問にお答えいたします。私からは28ページの財産管理費、用地測量等業務委託料についてお答えをいたします。こちらにつきましては、宇上トマムの村有地の売買にかかりまして分筆、それから用地の確定測量に係る費用でございます。民間の住宅建設のお話がございます、それに伴っての売買を予定しているところでございます。

次に、総合センター管理費の修繕料146万7千円でございますが、2件ございまして、まず、1件目が川添集会所の雨漏りの修繕になります。それからもう1件が総合センターの正面の壁が若干はがれてきているところで、応急の修繕をしたいと考えておりまして、計上させていただいております。以上でございます。

○議長(相川繁治君) 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長(根本治君) 議案書31ペ

ージ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費のうち、14節、工事請負費、保育下刈工事費についてお答えをいたします。当初予算では、北海道より標準作業単価が示されていなかったということ、それから北海道との打ち合わせの中で作業経費が、造林についてはかなり低いことから今後、大きく増やされる可能性が出てくるということで話がございまして、当初予算作成時はなかったものですから現状、ある程度推測をしながら、また、北海道の担当者と打ち合わせをしながら進めてまいりました。しかしながら、実際にはそれほどの標準単価の上がりがあったということもございまして、このような大幅な減額ということになりました。

また、もう1点は、8箇所。現地の植生を見ながら下刈を、もうあげても良いような箇所を中心にやっております。8林齢のアカエゾマツだとか、あるいは7林齢のグイマツだとか、そういったものをあげておりますので、ご理解をいただければなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。33ページ、10款、5項、1目、保健体育総務費におきます10節、需用費、修繕料100万円についてです。占冠スキー場のトイレ修繕ということで外壁が雨等によりまして腐食していることから外壁工事をするための修繕料として計上したものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） おはようございます。3点ほど質問させていただきます。27ページ、20款、5項、1目、雑入の令和2年度学校臨

時休業対策費補助金、小さい数字なんですけれども11万6千円が入ってくるということなんですけれども、何に使う補助金なのかという説明をお願いいたします。

29ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費の2目、保育所費の中の13節、使用料及び賃借料の使用料なんです、貸出するための使用料の収入なのかの説明をお願いします。

もう1点、33ページ、10款、教育費、2項、小学校費の1目、学校管理費、11節の役務費の手数料なんです、手数料として20万円は金額が多いなと感じましたので、説明をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 大谷議員の質問にお答えいたします。まず、27ページの20款、5項、1目、雑入にあります令和2年度学校臨時休業対策費補助金11万6千円でございます。質問は何に使うのかということなんですけれども、補助金の歳入となる理由についてお答えしたいと思います。令和元年度のことになるんですが、令和2年2月27日から3月31日まで学校休業措置を取ったことによりまして、富良野学校給食センターに関わることについて、占冠村は広域連合で運営しておりますので、富良野学校給食センターで事務は行っていますが、その中で事業所から購入した食材に係る経費、及びその処分に要した経費に対する補助金でありまして、本来ですと、給食センターで受け入れするべきかとは思いますが、補助金の性質上、学校の設置者が申請し受領するという補助金になってございます。過年度ですので雑入に入れさせていただきました。今後の使い道としましては、村が広域連合に補助金を出しておりますので、その運営費に充てるようにしてもらって、あくまで過年度の分として、今回、雑入として受けた

ものでございます。

続きまして33ページの10款、2項、1目、学校管理費、役務費の手数料20万円についてでございます。産業廃棄物の処理料としまして、各学校でコロナ禍の中で休業中、いろいろと不必要なもの等を整理したこともありまして、それに係る処分料、産廃になるんですけども、その手数料として今回計上したものでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 福祉子育て支援課長、木村恭美。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。29ページ、3款、2項、児童福祉費、2目、保育所費の13節、使用料の件でございますが、説明に使用料としか書かれていないということで、こちらにつきましては新しい保育所の床拭きのモップなんですけれども、今までは水拭きできたんですが、新しい保育所は水拭きできないものですからレンタルするモップの分を計上させていただいております。その使用料ということで計上させていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 2点質問させていただきます。まず、30ページ、4款、衛生費、1項、2目、予防費の18節、負担金、補助及び交付金の中の定期予防接種助成金ですが、予防接種の内容と何名分を見込んでいるのか伺います。

もう1点、32ページ、8款、土木費の1目、道路維持費の中の修繕料について、内容を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 下川議員の質問にお答えいたします。30ページの4款、1項、2目、予防費、18節の定期予防接種助成金15万円の内容ですが、これは新生児の予防接種の経費です。病院とのやり取りで直接支払っていたのが主だったんですが、最近、トマムの住民の方で里帰り出産が多くて、道外の病院のやり取りで同意を得られない場合は保護者の方が一旦支払いをして、償還払いで払うというケースが出てきていまして、3件分15万円で計上しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員のご質問にお答えいたします。32ページ、8款、1項、道路橋梁費、1目、道路維持費、10節、需用費の修繕料80万円の内容についてご説明いたします。修繕の場所につきましては、村道青森団体線でございます。こちらの道路側溝の一部が破損している。排水のトラフとふたが破損しているということで、今回、トラフの敷設替えとふたを修繕するものでございます。延長につきましては16メートルということで実施を予定しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(相川繁治君) 日程第8、議案第8号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第9号

○議長(相川繁治君) 日程第9、議案第9号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第10号

○議長(相川繁治君) 日程第10、議案第10号、令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって議案第10号は原案のとおり可決
しました。

◎日程第11 同意案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第11、同意案第
1号、占冠村教育委員会委員の任命につき同
意を求めることについての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書61ページにな
ります。同意案第1号、占冠村教育委員会委
員の任命につき同意を求めることについて、
提案理由をご説明申し上げます。占冠村教育
委員会委員であります伊藤修氏は、本年9月
30日をもって任期満了となります。引き続き
同氏を教育委員会委員として任命したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
4条第2項の規定により議会の同意を求める
ものでございます。なお、同氏の経歴につき
ましては、次のページのとおりでございます。
以上、よろしく願いをいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行いま
す。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、同意案第1号、占冠村教育委員
会委員の任命につき同意を求めることについ
ての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって同意案第1号は、これに同意す
ることに決定しました。

◎日程第12 認定第1号

○議長(相川繁治君) 日程第12、認定第1
号、令和元年度占冠村一般会計及び各特別会
計歳入歳出決算認定についての件を議題とし
ます。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) 議案書61ページ
をお開きください。認定第1号、令和元年度
占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算
認定についてご説明を申し上げます。令和元
年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出
決算は、併せて提出した証拠書類とともに監
査委員において審査の結果、経理は収支とも
適正であることを認める旨の意見報告があっ
たのでその意見を付して議会の認定を求め
る。令和2年9月15日提出、占冠村長、田中正治。

内容についてご説明を申し上げます。1、
令和元年度占冠村歳入歳出決算書、別冊にて
配布をさせていただいておりますけれども、
平成31年度と表記されている箇所が何箇所か
ございます。こちらにつきましては、システ
ムからの出力の都合上、元号の変更ができま
せんでしたので、令和元年度と読み替えてい
ただきますようお願いを申し上げます。

決算書につきましては、1ページ総括表か
ら149ページまでございまして、(1)一般会計
と(2)国民健康保険事業特別会計から(8)歯科
診療所事業特別会計までの7特別会計から構
成されてございます。

2、令和元年度占冠村歳入歳出決算に関す
る説明資料につきましても同じく別冊で配布

をさせていただいております。(1)歳入歳出事項別明細書は、一般会計は9ページから、各特別会計については73ページから国民健康保険事業特別会計以降、各特別会計同様に記載してございます。

(2)実質収支に関する調書は、一般会計につきましては71ページ、各特別会計につきましても87ページに国民健康保険事業特別会計、以降各特別会計の最後のページに同様に記載させていただいております。

(3)財産に関する調書、(4)基金等運用状況調書は別綴りで1冊になってございます。

(5)主要な施策の成果を説明する書類につきましても別冊になってございます。

監査委員の意見書につきましては令和2年9月2日付け文書の写しを別冊にて配布をさせていただいております。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書1ページ、総括表をお開きください。決算額で申し上げます。まず、一般会計、歳入28億6950万8086円、歳出28億1812万1645円、歳入歳出差引金額5138万6441円。国民健康保険事業特別会計、歳入1億5384万9438円、歳出1億4939万3637円、歳入歳出差引金額445万5801円。村立診療所特別会計、歳入792万6413円、歳出7620万131円、歳入歳出差引金額304万6282円。簡易水道事業特別会計、歳入1億1674万5309円、歳出1億1469万9701円、歳入歳出差引金額204万5608円。公共下水道事業特別会計、歳入1億385万8425円、歳出1億286万5243円、歳入歳出差引金額99万3182円。介護保険特別会計、歳入1億576万7194円、歳出1億188万1432円、歳入歳出差引金額388万5762円。後期高齢者医療特別会計、歳入1780万9917円、歳出1741万8464円、歳入歳出差引金額39万1453円。歯科診療所事業特別会計、歳入2183万1004円、歳出2038万

5837円、歳入歳出差引金額144万5167円。総合計、歳入34億6861万5786円、歳出34億96万6090円、歳入歳出差引金額6764万9696円です。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(相川繁治君) お諮りします。

ただいま議題となっております令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の児玉眞澄君を除く5名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、5名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで10時55分まで休憩したいと思います。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告が届きましたので報告します。

委員長に五十嵐正雄君、副委員長に下川園子君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第13 意見書案第7号から日程第14
意見書案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第13、意見書案第7号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の件から日程第14、意見書案第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書までの件、2件を一括議題とします。

提案内容の説明を求めます。意見書案第7号については、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 意見書案第7号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。令和2年9月16日提出、提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、小林潤。賛成者、同、児玉眞澄。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。北海道は近年、豪雨、防雪、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、下記6項目について特段の措置を講ずるよう強く要望する。6項目については、記載のとおり。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月16日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長ほか各関係大臣、記載のとおり。

○議長（相川繁治君） 意見書案第8号につ

いては、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 意見書案第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。令和2年9月16日提出、提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、下川園子。賛成者、同、五十嵐正雄。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくっております。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されております。令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月16日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長以下、記載のとおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第7号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な

悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員派遣

○議長（相川繁治君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件は、お手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第16 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長（相川繁治君） 日程第16、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすること

に決定しました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。以上をもって、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。令和2年第4回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 9 月 30 日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄